

船舶事故調査報告書

令和6年10月2日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年10月16日 10時05分ごろ
発生場所	山口県周防大島町伊保田港 伊保田港A防波堤東灯台から真方位135°110m付近 (概位 北緯33°56.7′ 東経132°26.5′)
事故の概要	小型兼用船水仙丸は、北東進中、また、漁船進洋丸は、西南西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年11月28日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 小型兼用船 水仙丸、1.99トン YG3-44894（漁船登録番号）、個人所有 第291-14751号（船舶検査済票の番号） B 漁船 進洋丸、1.4トン YG3-63370（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に亀裂 B 左舷船首部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、伊保田港で所用を終え、周防大島町情島の係留地に向け帰途についた。 船長Aは、出港時に右舷船首方にB船を認めたものの、A船はゆっくり航行しているので、B船が、A船を避けてくれるものと思い、動静に注意を払わないまま、約3ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で北東進していたところ、A船の左舷船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、情島周辺での漁を終えて帰途につき、約10knの速力で西南西進した。 船長Bは、情島南方沖で伊保田港の入口に針路を向けた際、前路に他船を認めなかったため、前路に他船はいないと思い、左舷方の防波堤の陰からの出港船を警戒しながら、同防波堤の先端沖に注意を向け、前方の見張りを適切に行わないまま航行中、B船とA船とが衝突した。 (付図1 事故発生経過概略図 参照)

<p>分析</p>	<p>A船は、北東進中、船長Aが、出港時に右舷船首方にB船を認めたものの、A船はゆっくりと航行しておりB船がA船を避けてくれるものと思い航行を続け、継続的にB船の動静に注意を払わなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、西南西進中、船長Bが、前路には他船はいないものと思い、左舷方の防波堤の先端沖に注意を向けながら同じ針路及び速力で航行し、前方の見張りを適切に行わなかったことから、A船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が北東進中、B船が西南西進中、船長Aが、右舷船首方から接近するB船を認めたが、A船はゆっくりと航行しておりB船がA船を避けてくれるものと思い航行を続け、継続的にB船の動静に注意を払わなかったため、また、船長Bが、前路には他船はいないものと思い、左舷方の防波堤の先端沖に注意を向けながら航行し、前方の見張りを適切に行わなかったため、接近するA船に気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、他船が避けてくれるものと思わず、接近する他船の動静を監視し、必要に応じて注意喚起を行うとともに、早めに衝突を避けるための動作をとること。 ・ 船長は、航行中は、特定の方向だけに注意を向けず、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

